

## 川崎市立川崎病院 医療安全管理室要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市立川崎病院（以下「病院」という。）の医療安全管理委員会（以下「委員会」という。）との連携のもと、病院の医療安全管理に係る状況を把握し、医療安全確保のための業務改善を推進する等、組織的な医療安全対策を実施することを目的とし、病院内に医療安全管理室（以下「管理室」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 管理室は、次の各号に掲げる所掌事務を行う。

- (1) 各部門における医療安全対策の実施状況に基づく医療安全確保のための業務改善に関すること。
- (2) 医療安全に係る職員研修の実施とその評価に関すること。
- (3) 医療事故発生時の対応、調査、再発防止に関すること。
- (4) 医療安全に係る患者等からの相談に関すること。
- (5) 医事紛争、医療訴訟の事務に関すること。
- (6) その他、病院長の指示による病院の医療安全管理において必要な事項に

関すること。

(管理室の構成)

第3条 管理室に室長、副室長及び室員を置く。

2 室長は、病院長が指名する。

3 副室長は、室員の中から病院長が指名する。

4 室員の構成は、次の各号に掲げる病院職員とする。ただし、該当職員が複数いる場合には、病院長が指名する。

(1) 診療部門 医師、臨床検査技師、診療放射線技師及び薬剤師

(2) 看護部門 看護部担当課長及び担当係長

(3) 事務部門 庶務課長

(4) その他、病院長が必要と認める職員

(報告)

第4条 室長は、第2条に規定する所掌事務に関する事項を病院長に報告しなければならない。

(その他必要事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、管理室の運営に関して必要な事項は、病院長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に運営されている川崎市立川崎病院医療安全管理

室は、この要綱により運営されているものとみなす。

## 附 則（平成22年4月1日改正）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則（令和2年4月1日改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。